

家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金 Q&A 集

Q 1. 家（戸建）の持ち主ではありませんが、申込み可能ですか？
A 自ら居住する住宅であり、ご本人が工事費を支払うのであれば申込み可能です。ただし、家の持ち主の承諾書（様式第 5 号）が必要です。
Q 2. 店舗兼住宅ですが、「家庭用」と「事業者用」のどちらで申請すればよいですか？
A 太陽光発電設備で発電された電力が住宅（居所）のみに供給されていることが明らかな場合は、「家庭用」で申請してください。 太陽光発電設備で発電された電力が店舗と住宅の両方に供給されている場合は「事業者用」で申請してください。ただし、事業所部分で消費した電力量が、発電する電力量の 50% 以上となることがメーター等で確認できることが必要です。
Q 3. 市外に住んでいます福山市に転居予定です。制度は利用できますか？
A 利用可能ですが、実績報告書の提出期限までに、引っ越し（福山市に住民登録すること）することが条件です。
Q 4. 新築で家の工事は始まっていますが、補助対象機器は工事していません。制度を利用できますか？
A 補助対象設備の設置に関する契約を国の交付決定日以降に行い、市からの交付決定後に工事に着手するのであれば対象になります。
Q 5. 新築のため、交付申請書提出時点で、建物が登記されていません。登記事項証明書に代わる書類として何か提出する必要がありますか。
A 建物に係る建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認済証又は工事請負契約書を提出してください。 また、登記事項証明書は登記後、実績報告書の提出時までに提出してください。提出がない場合は、補助金を交付できない場合がありますのでご注意ください。
Q 6. この補助金を何度も利用できますか？
A 補助対象設備により発電した電力を使用する住宅につき、1 回限りです。
Q 7. 国の補助金等と併用はできますか？
A 同一の補助対象設備に対して、国、地方公共団体その他の団体による他の補助金との併用はできません。
Q 8. 太陽光発電設備の出力の計算は？
A 太陽電池モジュール公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方で計算します。 なお、出力は小数点以下切捨てになります。
【例①】 太陽光 5.2 kW パワコン 4.3 kW →パワコン 4.3 kW から小数点以下を切捨て、4 kW で交付額算定
【例②】 系列 1 太陽光 4.8 kW パワコン 4.1 kW 系列 2 太陽光 4.6 kW パワコン 4.8 kW 合計 太陽光 9.4 kW パワコン 8.9 kW →パワコン 8.9 kW から小数点以下切捨てし、8 kW で交付額算定

Q 9. 交付額の算定に用いる「蓄電容量」の考え方は？
A kWh 単位で小数点第 2 位以下を切捨てた値になります。(例：5. 6 7 kWh→5. 6 kWh)
Q 1 0. 要件である自家消費率 3 0 % を満たさなかった場合は、どうなりますか？
A 消費見込を踏まえた規模にする、蓄電池を設置するなど、自家消費率 3 0 % を満たすよう計画し、設置してください。達成できない場合は、補助金を返還していただく場合があります。
Q 1 1. 余剰電力について、売電はできますか？
A FIT、FIP を活用しての売電はできませんが、電力会社との直接契約（相対契約）により、余剰売電することは可能です。
Q 1 2. 蓄電池について、V2H・EV は対象になりますか？
A 対象になりません。国の CEV 補助金等をご活用ください。
Q 1 3. 蓄電池について、1 5. 5 万円 / kWh（家庭用設備の場合）を超える場合はどうなりますか？
A 補助の要件となりますので、超える場合は補助対象とはなりません。
Q 1 4. キャンプなどの外出先での使用や非常用の太陽光パネル、蓄電池は補助対象になりますか？
A 停電時のみに利用する非常用蓄電池や外出先で使用太陽光パネル、蓄電池は補助対象とはなりません。土地又は建物に設置されるもの（屋根置きなど）が補助対象になります。
Q 1 5. 販売店により、値引きしてもらいます。補助対象経費は値引きを反映する前の価格でしょうか？ 値引きを反映した後の価格でしょうか？
A 値引き後の価格です。値引きについては、補助対象設備ごと（太陽光発電設備、蓄電池など）の値引き額がわかる資料を添付してください。補助対象設備ごとの値引き額が分からない場合は、補助金額を減額する場合があります。
Q 1 6. システム系統図はどのようなものを添付すれば良いですか？
A いわゆる単線結線図など、次の①から③までの接続関係が把握できる書類を提出してください。 ①太陽電池モジュール・パワーコンディショナー・蓄電池などの機器 （R P R を設置する場合は R P R を含む） ②自家消費（分電盤や負荷などの明示） ③系統（電力会社の送電線・配電線など） ※メーカー発行の標準的な配線図などを用いる場合で、配線図と実態が異なる場合は、実態に即して記載・修正してください。 ※既存の設備がある場合は補助対象と補助対象外の各設備の判別ができること次のことが確認できる書類が必要です。 （システム系統図のイメージ）（例） 「様式 2 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（10kW 未満の太陽光発電事業認定申請書 記載要領）」の配線図など / 資源エネルギー庁 なっとく！再生可能エネルギー https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_02.pdf
Q 1 7. 工事の途中で交付予定額の変更がありました。補助金は増額されますか？
A 交付決定通知でお示しした補助金交付予定額が上限となるため、増額はできません。

Q 1 8. 法定耐用年数が経過していませんが、処分したいです。手続きが必要ですか？

A 補助対象設備については、法定耐用年数の期間使用していただく必要があります。法定耐用年数経過前に処分等する場合は、補助金を返還していただく場合があります。「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金対象財産処分等承認申請書」（様式第 1 6 号）を提出して、承認を得てください。

Q 1 9. 自家消費に関する報告書（様式第 1 8 号）に添付する関係書類はどのようなものですか。

A 自家消費率の算定根拠となる資料の提出をお願いします。データ計測装置により把握されたもの（モニターの写真又はデータを出力したもの）を想定していますが、自家消費率算定のために必要な総発電量及び売電量が把握できるのであれば次の書類でも差し支えありません。

・①総発電量がわかるものの写真（パワーコンディショナーに表示される発電量等）

+②小売電気事業者からの売電明細書（「購入電力量のお知らせ」等）

※①は日付がわかるように撮影・提出してください。

※①及び②の期間は同一又は②の期間が長くなるようにしてください。



その他、不明な点はお問い合わせください。